

平成29年1月

登録教習機関「加藤浩一郎」に係る登録の取消し処分について

宮崎労働局では、宮崎労働局長登録教習機関「加藤浩一郎」に対して、労働安全衛生法の規定に基づき、平成29年1月17日に小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習に係る登録教習機関の登録の取消し処分を行いました。

記

1. 登録教習機関

機関の名称	加藤浩一郎
所在地	大分市花津留
登録番号	宮崎労働局長登録番号第24号
事務所の名称	加藤浩一郎事務所
事務所所在地	宮崎県東臼杵郡門川町

2. 処分の原因となる事実

平成27年に宮崎労働局長登録教習機関「加藤浩一郎」において、玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習に係る講習（修了試験を含む。）の全部又は一部を実施せずに修了証を交付している事実が判明しました。

このため、宮崎労働局では、当該機関に対し、6か月の業務停止処分を行うとともに、平成24年10月から平成27年3月までの間に当該機関が交付した修了証の交付者及びその雇用主に対し当該修了証では玉掛けの業務及び小型移動式クレーン運転の業務に従事できない旨を通知し、当該修了証を平成28年11月30日までに回収するよう改善命令を行いました。

しかし、当該機関が、改善命令に基づく通知や回収を行わなかったため、宮崎労働局では、平成29年1月17日付けで、当該機関の玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習に係る登録を取消す行政処分を行いました。

3. 処分の内容

玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習に係る宮崎労働局長登録教習機関の登録の取消。

4. 根拠となる法令の条項

- ・労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第53条第1項第5号（登録の取消し）
- ・労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第52条の2（改善命令）